

目 次

はじめに	1
I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 町基本方針策定の目的	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの防止等のための基本理念	3
II いじめ防止に向けた取り組み	4
1 組織の設置	4
(1) いじめ問題対策協議会	4
(2) いじめ問題解決委員会	4
(3) いじめ調査委員会	4
(4) いじめ問題再調査委員会	4
2 いじめの防止等のために町が実施する施策	6
(1) いじめ防止	6
(2) いじめの早期発見	6
(3) いじめへの対処	6
(4) 家庭、地域及び関係機関との連携	7
(5) いじめ防止等に関わる組織の設置	7
3 いじめ防止等のために学校が実施する施策	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	8
(2) いじめ対策委員会の設置	8
(3) いじめの防止（法第 15 条関係）	8
(4) いじめの早期発見（法第 16 条関係）	9
(5) いじめへの対処（法第 22 条～27 条）	9
(6) 家庭、地域及び関係機関・団体等との連携	10
III 重大事態への対処	11
1 委員会による調査	11
(1) 重大事態の意味	11
(2) 重大事態の報告	11
2 調査の趣旨及び調査の組織	11
(1) 調査の趣旨	11
(2) 調査の組織	11
3 調査結果の提供及び報告	12
(1) いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供	12
(2) 調査結果の報告	12
4 町長による再調査	12
(1) 再調査	12
(2) 再調査の組織	1
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	12
IV 推進にあたって	13

富士河口湖町いじめ防止基本方針

はじめに

平成 25 年 9 月 28 日に「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）」が施行された。

この法律は、いじめの防止等のための対策に関し、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、基本となる事項を定めたものである。

このことを受け、本町においても、法第 12 条の規定を踏まえ「富士河口湖町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という）」を策定し、取り組みの一層の充実を図るものである。

なお、町基本方針は、国や県が定めるいじめ防止等のための基本的な方針を斟酌し、さらなるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

I いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 町基本方針策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であるという認識を持ち、いじめは絶対に許されないという姿勢で、これまで教育委員会や学校、保護者や地域社会が実施してきた取組を「法」に基づき再構築し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「町基本方針」を策定する。

2 いじめの定義

この「法」において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうる、絶対に許されない、卑怯な行為である。

具体的ないじめの態様

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅かし文句、嫌なことを言われる
 - ・身体や動作について不愉快なことを言われ。
 - ・存在を否定される
 - ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる
 - ・遊びやチームに入れない
 - ・席を離される
- * 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・身体を小突かれたり、触って知らないふりをされたりする
 - ・殴られる、蹴られるが繰り返される
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
- * 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりされる
 - ・脅かされ金をとられる
 - ・靴に画びょうやガムを入れられる
 - ・写真やかばん、靴を傷つけられる
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・万引きやかつあげを強要される
- ・大勢の前で服を脱がされる
- ・教師や大人に対して暴言を吐かせられる
- * パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる
 - ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される

3 いじめの防止等のための基本理念

本町では児童生徒一人一人が健やかに成長していくことができる環境づくりに努め、心豊かでたくましい児童生徒の育成を目指す。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、いじめ防止対策推進法の基本理念の下、次の基本理念を定め、いじめ防止等の対策に、強い決意を持って取り組む。

- 「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という一貫した姿勢を貫く。
- すべての児童生徒が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが決して許されない行為であること等について、児童生徒が理解できるよう、児童生徒の豊かな人間関係を育む教育を計画的に実践する。
- 町、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下に、いじめ問題を組織的に克服することを目指す。

II いじめ防止に向けた取り組み

1 組織の設置

いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、以下の組織を設置する。

(1) 富士河口湖町いじめ問題対策協議会（対策協議会）

教育委員会、学校、関係機関・団体等との連携体制を構築するため、いじめ防止等の対策について意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について協議する。

構成員：教育委員会(学校教育課、生涯学習課、教育センター)、小・中学校、PTA 連合会、富士東部教育事務所指導主事、都留児童相談所、富士吉田警察署、健康科学大学、民生児童委員協議会、スクールソーシャルワーカー、町長部局関係課（総務課、政策財政課、福祉推進課、健康増進課）

- ① いじめ等の問題の実態把握及び根絶のための方策に関すること
- ② 各機関の取組についての協議、情報交換等に関すること
- ③ 啓発事業その他必要な事項に関すること

(2) 富士河口湖町いじめ問題解決委員会（解決委員会）（法第 24 条関係）

学校よりいじめの報告を受けた時は、解決委員会を開催し、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

構成員：学校教育課、教育センター、生涯学習課、スクールソーシャルワーカー、富士東部教育事務所指導主事、町長部局関係課（総務課、政策財政課、福祉推進課、健康増進課）

* 必要に応じて学校長、関係機関（警察や児童相談所等）に参加を要請する。

- ① いじめ防止等のための調査研究等の有効な対策の検討を行う。
- ② 学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ③ 学校におけるいじめの事案について、教育委員会が学校からいじめの報告を受け、第 24 条に基づき、自ら調査を行う必要がある場合に当該調査にあたる。

(3) 富士河口湖町いじめ調査委員会（調査委員会）（法 28 条第 1 項関係）

重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

構成員：(2)の解決委員会及び学校内設置のいじめ対策委員会の委員をもって組織

(4) 富士河口湖町いじめ問題再調査委員会（再調査委員会）（法第 30 条第 2 項関係）

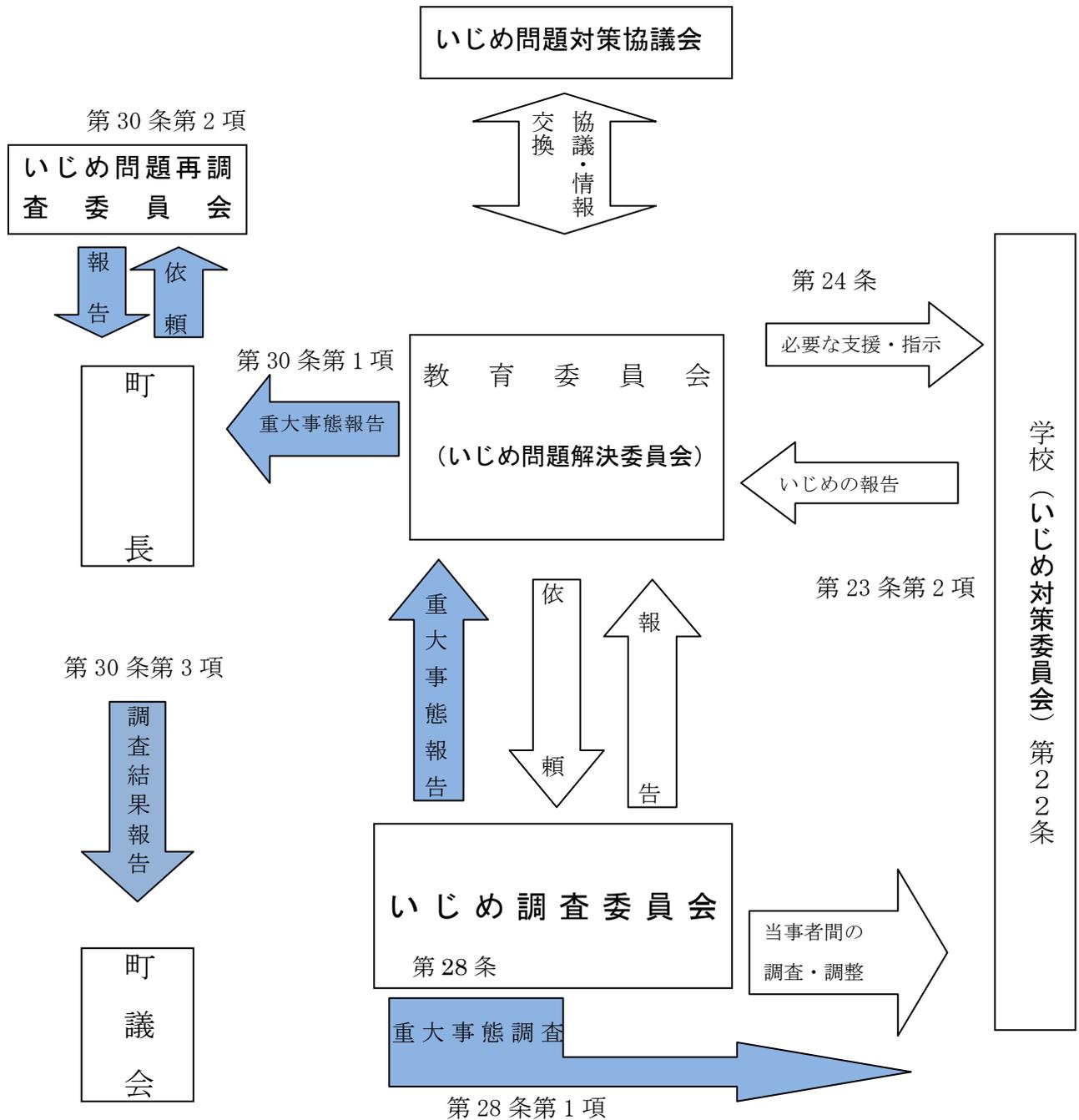
町長が、教育委員会から重大事態に係る調査結果の報告を受け、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処または同種の事態発生の防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき、教育委員会の調査結果について再調査を行う。

構成員：弁護士、大学教授、臨床心理士、事案の特性に応じた外部の第三者等

***いじめ対策組織**

町 (事務局：教育委員会)	ア	いじめ問題対策協議会
	イ	いじめ問題解決委員会(法第24条)
学校	ウ	いじめ対策委員会(法第22条)
重大事態への対処 (事務局：教育委員会)	エ	いじめ調査委員会(法第28条第1項)(イ、ウで構成)
	オ	いじめ問題再調査委員会(法第30条第2項)

*** いじめ問題対策組織機能等**



2 いじめの防止等のために町が実施する施策

(1) いじめの防止

- ① いじめ根絶には、継続的、系統的な指導が必要であることから、小・中学校が連携しいじめ防止等の取組を推進する。
- ② 望ましい人間関係を築くことが、いじめ防止に資することを踏まえ、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培う、学校の「心の教育」授業を支援する。
- ③ 児童生徒の自主的ないじめ根絶活動を支援し、推進する。
- ④ インターネットを通じて行われるいじめ防止に向けた調査研究と対策と啓発を講じる。
- ⑤ 学校におけるいじめ防止等のための取組状況について定期的に点検し、学校への支援を行う。
- ⑥ 町の将来を担う子供たちから、いじめを根絶するため、町民総ぐるみ、学校や家庭、地域との連携の下に、いじめの未然防止の取組や早期発見・早期対応の徹底を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 児童生徒及び保護者並びに教職員が、いじめに係る通報及び相談を行うことができるよう、教育センター及び学校にスクールカウンセラーや相談員を配置し、相談体制を整える。
- ② 問題を抱える児童生徒の生活環境等の問題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーを派遣する。
- ③ インターネットを通じて行われるいじめを早期に発見するため、携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
- ④ 教職員の資質向上を図るため、児童生徒指導担当者をはじめとする教職員を対象とした研修会や会議を計画的に実施する。
- ⑤ 教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、学校における職員研修等を推進する。
- ⑥ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校や家庭、地域が組織的に連携する体制を構築する。

(3) いじめへの対処

- ① 教育委員会は、学校だけでは対応が困難な事案等が発生した場合は、学校教育課職員を派遣するなど学校と連携して調査や対応にあたる。
- ② 学校教育課では対応困難な事案等が発生した場合は、委員会内に設置した「いじめ問題解決委員会」を組織し、委員会を開催し、学校支援等の対応にあたる。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害の恐れがあるときは直ちに警察に連絡し、適切な指導・援助を求める必要があることを学校に指導・助言するとともに、委員会も警察と適切に連携し対応にあたる。
- ④ いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児

児童徒の出席停止を命じる等の措置を講じる。

- ⑤ いじめを受けた児童生徒及びその保護者の心のケアを図るなど教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー等を配置する。
- ⑥ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合にも、いじめの解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、教育委員会が学校相互間の連絡・調整を図る。

(4) 家庭、地域及び関係機関との連携

- ① 町 PTA 連合会等との連携を図り、いじめの防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に合わせた保護者等の指導の大切さ、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めること等について、家庭への啓発を行う。
また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ることについて周知する。
- ② 地域が一体となって、児童生徒を見守ることの大切さ、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合における学校や関係機関等との適切な連携について地域への啓発を行う。
- ③ いじめ防止等の対策が、関係機関等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、協力体制を築く。

(5) いじめ防止等に関わる組織の設置

- ① いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、学校、教育委員会、PTA、児童相談所、警察署、民生・児童委員協議会等の代表で構成する「いじめ問題対策協議会」を設置し、いじめ防止に向けた取り組みを推進する。
- ② 対応困難ないじめ事案等が発生した場合は、教育委員会内に「いじめ解決委員会」を組織し、委員会を開催し、学校支援等の対応にあたる。

3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

町立各学校は、法第 13 条の規定に基づき、国の基本方針、町基本方針を参酌し、当該各学校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）」として策定し、公表するとともに保護者や地域の理解と協力を得られるよう努める。

(2) いじめ対策委員会の設置

町立各学校は、法第 22 条の規定に基づき、いじめ問題に組織的に対応するため、「いじめ対策委員会」を設置する。

構成員：校長、教頭、主幹教諭、児童・生徒指導主任、学年主任、養護教諭、

＊ その他、学校の実情に応じ学校長が決定する。（スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー、医師等）

(3) いじめの防止（法第 15 条関係）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子供の自己指導能力の育成などが大切である。

① 校内指導体制の確立

特定教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。

② 教師の指導力の向上

いじめ問題の職員研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

③ 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになる。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深くかかわる経験を重ね、他者への思いやりや他人スキルを身に着ける。

④ 道徳教育の充実

いじめの防止や生命尊重等を狙いとした道徳の指導や取り組みを行う。

⑤ 児童生徒の自浄力の育成

児童生徒に自浄力を身につけさせることは、未然防止のために最も重要である。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制する。自校に誇りを持ち「自分たちの学校ではいじめは許されない」という機運を高めることが大切である。

⑥ 家庭、地域、関係機関との連携強化

家庭や PTA、地域の関係団体とともに、いじめの問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

いじめ防止のリーフレット等を、保護者や地域に配布し、一体となって取り組みを推進する。

⑦ 学校基本方針による取り組みの評価

各学校は、学校基本方針による取り組み状況について、学校評価の項目として新たに加え、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組む。

(4) いじめの早期発見（法第 16 条関係）

児童生徒が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は、児童生徒のわずかな変化を見逃すことのないよう、児童生徒の理解を深め、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める。

また、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

① 教職員による観察や情報交換

児童生徒の些細な変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫をする。

② 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個人面談、生活ノートの活用など、きめ細かな把握に努める。

③ 教育相談体制の周知

児童生徒及び保護者がいじめ等に係る相談を行うことができるよう、相談窓口やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが行う相談活動について周知を図る。

(5) いじめへの対処（法第 22 条～27 条）

いじめの発見・通報を受けた場合には、被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。

また、いじめの対応を担当だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあるので、いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知するとともに、いじめ対策委員会において迅速に、的確に対応する。

① 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は、委員会が中心になり、事実確認や対応方針の決定を行う。なお、事実確認を行うにあたっては、被害・加害児童生徒、関係児童生徒、保護者等から話を聞くなどして、正確な事実の把握に努める。

学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかにいじめの事実の有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

② いじめの発見や相談を受けた時の対応

児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確な関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保を図る。

③ いじめられた児童生徒への支援

いじめられた児童生徒と最も信頼関係のできている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る。」という意味を伝えるなど、いじめから守り通す対応をする

とともに、いじめられた児童生徒・保護者の苦しみや辛さを親身になって受け止め、解決に向けた対応や心のケアなど支援を行う。

また、いじめられた児童生徒にとって最も信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作る。状況に応じて、心理や福祉等の外部専門家の協力を得る。

④ いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。

いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（教育委員会による出席停止も含む）を行う。

また、その保護者へは、確実な情報を迅速に伝え、継続的な助言を行う。

さらに、いじめたとされる児童生徒には、いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行う。

⑤ 児童生徒及びその保護者への指導

いじめが解決されたと思われた場合でも、いじめられた児童生徒やいじめた児童生徒及びその保護者に対しては、継続的に指導・支援を行う。

(6) 家庭、地域及び関係機関・団体等との連携

- ① PTA との連携を図り、学校だよりや保護者会を活用するなどして、いじめ防止等における家庭の役割や児童生徒の状況に応じた保護者等の指導の大切さ、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めること等について、家庭への啓発を行う。

また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知する。

- ② 地域及び地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど地域ぐるみの協力体制に努める。
- ③ いじめが、犯罪行為として取り扱われる場合や、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮したうえで、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。

Ⅲ 重大事態への対処

1 教育委員会による調査

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態という。

- ① いじめにより、生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、

例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間学校を欠席」とは

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、この目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、申し立てがあった時点で、学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態にとらえ、報告・調査にあたらなければならない。

(2) 重大事態の報告

学校は、(1) の事案が発生した場合には、いじめ対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告する。

教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえ、重大事態と認めるときは、速やかに町長に報告する。

2 調査の趣旨及び調査の組織

(1) 調査の趣旨

教育委員会は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教諭がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り明確にすることである。

(2) 調査の組織

教育委員会は、報告された事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに「いじめ調査委員会」を開催する。

【教育委員会による調査】

① 学校教育課における調査

学校教育課は、職員を学校に派遣するなどして、必要な調査を行うとともに、その解決に向け対応する。

② いじめ問題解決委員会における調査内容の検討等

学校教育課による調査結果について、教育委員会内のいじめ問題解決委員会による総合的な協議を行い、調査内容の検討を行うとともに、必要に応じて学校長や関係機関に参加を要請し、その解決に向け対応策を検討する。

③ いじめ調査委員会における調査

重大事態の案件については、教育委員会内の「いじめ問題解決委員会」と学校内の「いじめ対策委員会」の合同による「いじめ調査委員会」を開催し、その解決に向け対応策を検討する。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及び保護者への情報提供

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について随時、適切な方法で説明を行う。

情報提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(2) 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態に係る調査結果について町長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、町長に提出する。

4 町長による再調査

(1) 再調査

教育委員会から調査結果の報告を受けた町長は、教育委員会の調査に不備があると疑われる場合や、当該重大事態への対処または同種の事態の発生の防止のために、さらに詳細な調査の必要があると認めるときは、教育委員会における調査の結果について、再調査を行う。

再調査を行った場合、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の組織

再調査は、「いじめ問題再調査委員会」が行う。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講ずる。

必要な措置としては、教育委員会に置いては、町教育担当や町教育センターの職員の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など外部専門家の派遣等を行う。

また、町長は、再調査を行ったときは、個人のプライバシーに必要な配慮を行いな

がら、その結果を議会に報告しなければならない。

V 推進にあたって

国は3年の経過をめぐり、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしていることから、本町では、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、学校マネジメントシステムにおける評価結果等を検証するなど実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高める。

また、学校では、学校評価においていじめの防止等に係る取り組みについての項目を設定し、その達成状況の評価結果や日頃の取組状況を踏まえて改善に取り組む。